

令和4年度 第1回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年4月12日(火)午後2時00分から4時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (31人)

1番	勝又忠好君	2番	杉山道洋君
3番	加藤由富君	4番	立道和策君
5番	岩瀬茂君	6番	勝又政昭君
7番	長田守正君	8番	坂本登志雄君
9番	伊倉ふさ子君	10番	勝亦里沙君
11番	小宮山光文君	12番	小宮山勉君
13番	鎌野博之君	14番	山崎嘉幸君
15番	芹沢重徳君	16番	勝又高君
17番	田代速夫君	18番	内田元和君
19番	鈴木政信君	20番	土屋直人君
21番	小林武治君	22番	大庭省一君
23番	勝亦康雄君	24番	勝又保明君
25番	渡辺義文君	26番	勝又光明君
27番	杉山光利君	28番	石田澄夫君
29番	滝口恵治君	30番	杉山泰芳君
31番	林良三君		

欠席委員 (0人)

議事日程

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の指名について
- 3 会議書記の指名について
- 4 農地利用最適化推進委員の議席の決定について
- 5 各種協議会委員、会議、研修委員の選出について
- 6 農地法に関する報告
報 第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 7 農地法に関する議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 8 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 9 農業振興に関する議案
議案第4号 令和4年度農作業受委託等標準料金の決定について
- 10 その他
- 11 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也 石田 萌乃

会議の概要

事務局長

ただいまから令和4年度第1回総会を開会いたします。

本日、初めてということで、幾つか注意点を申し上げます。

まず、議案に関する質疑につきましては、全委員の方が行うことができます。質疑のある方は挙手し、議長の許可を得てから、最初に議席番号を伝えて発言するようお願いいたします。発言をする方は議事録を作成することから、挙手をし会長から指名を受けたら「〇〇番かつまたです。ただいまの案件につきまして質問します。」という形をお願いいたします。また採決につきましては、農業委員会委員による決定事項となります。なお、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項につきましては、議事に参与できないこととなっております。その場合、会議室から一旦退席をお願いすることとなりますので、該当する案件がある場合につきましては、議長に申し出をお願いいたします。

本総会定例会は、毎月1回開催いたしますが、推進委員の全員の皆様にも必ず出席をお願いいたします。

それでは議事を進めさせていただきます。

始めに諸般の報告をさせていただきます。出席委員は11名、全員出席であり、過半数に達しておりますので、本会議が成立することを報告します。

それでは、次第2以降につきましては、御殿場市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長に議長をお願いいたします。

会長

これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。

日程2 議事録署名人の指名ですが、3番 加藤由富委員、4番 立道和策委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

会長

意義なしという事で、よろしく申し上げます。

続きまして、日程3 会議書記の指名につきましては、事務局の遠藤書記を指名します。それでは、よろしく申し上げます。

会長

続きまして、日程4 農地利用最適化推進委員の議席の決定について を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

日程第4号 農地利用最適化推進委員の議席の決定について をご覧ください。

日程第4号 御殿場市農業委員会総会規則第7条の規定により、農地利用最適化推進委員の議席を定める。4月12日提出。

委員の議席は、農業委員会の規則第7条により、総会で決めることと規定されております。

4月1日の農業委員会臨時会で、農業委員会委員の議席は、議案の下段に参考で記載

しましたとおり決定しております。議席につきましては、抽選等で決定する方法もごございますが、臨時会の審議の結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員の議席についても、地区別、地区の建制順を基本とした案を事務局案としてお示しいたします。事務局案は、席の配置図につきまして、農業委員会の座席表（案）という形で座席表をお配りしましたが、議員さん一人が一つの机の座席表となります。議席番号や席の配置がこちらのとおりでよろしいかお諮りをいただきます。説明は以上になります。

会長 ただいま、事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

（意見、質問等 なし）

会長 それでは原案のとおり、決定とさせていただきます。

会長 続きまして、日程第5 各種協議会委員、会議、研修委員の選出について を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 日程第5 各種協議会委員、会議、研修委員の選出について
4月1日の農業委員会臨時会におきまして、農業委員会会長、職務代理者、農業委員会員の各種協議会の委員につきましては、中段から下段にかけて、参考1、参考2、参考3の記載されたとおり決定いたしております。本日は一番上の農地利用最適化推進委員の委員選出についてご検討をお願いいたします。恐縮ですが事務局のほうで、慣例による地区割での選出案をお示しいたしました。この地区割での選出について、まずご協議をお願いし、後ほど、総会の終了後に各地区集まっていただき、地区ごとに選出をお願いしたいと思っております。

それでは、それぞれの会議について説明をいたします。

1 御殿場市農業振興地域整備促進協議会

市の農業振興に関する基本的な方針を定めた「農業振興地域整備計画」の変更に関する事項等について審議をしていただく協議会です。基本的には年2回の会議開催となります。富士岡地区の農地利用最適化推進委員さんからの選出をお願いいたします。

2 農作業受委託等標準料金及び農休日に関する会議

こちらは、水稻の苗代金、コンバインでの収穫、もみの乾燥、お茶の加工代金などの、作業を委託した場合の料金等について検討いただく会議です。年1回ございます。本日の議案第4号でご審議をしていただくことになっております。こちらは、原里地区からの委員の選出をお願いいたします。

3 御殿場市農業経営改善計画認定審査会

こちらは認定農業者の新認定及び再認定にあたり、この認定審査を行う組織です。農業者からの認定申請により随時開催されます。今年度の予定は年2回を予定しております。

す。また45歳未満の青年につきまして、認定をする会議についてはこの下、青年等就農計画認定審査会とございますが、併せて同日の開催となりますので、同じ委員の方をお願いしたいと考えております。こちらは、高根地区からの委員の選出をお願いいたします。

4 研修委員

こちらは各地区1名の、合計6名の選出をお願いいたします。

農業委員会の研修などについて、計画、実施する委員となります。会議は例月の総会のあとに開催をいたします。

説明は以上ですが、まず事務局による地区割振り案、また、総会后に各地区話し合いによって選出された方を委員として決定することについて、ご審議をお願いいたします。総会后、各地区でご協議をいただき選出いただきましたら、事務局までご報告していただきたいと思っております。選出委員については、次回報告をさせていただきます。説明は以上になります。

会長 　　ただいま事務局から説明がございました。ご意見等ございましたらお願いします。

（意見、質問等 なし）

会長 　　事務局の説明どおりで、総会終了後、時間をいただいて、各地区で協議をしていただきまして、次回報告ということで、ご了承いただきたいと思っております。

会長 　　日程6 農地法に関する報告を議題とします。
報第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局から説明を求めます。

事務局 　　議案書の1ページをお願いいたします。
報第1号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年4月12日報告。今月の4条の届出は6件です。

（番号1～6についての内容読み上げ）

以上で事務局からの説明を終わります。

会長 　　ただいま事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

（意見、質問等 なし）

会長 　　報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長 　　報第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の3ページをお願いします。

報第2号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年4月12日報告。今月の5条の届出は4件です。

(番号1～4について内容読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただいま事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程7 農地法に関する議案を議題といたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年4月12日提出。今月の3条許可申請件数は4件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 6,128 m²

譲渡人は後継者である譲受人に農地を贈与するものです。

番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号2 (議案書の内容読み上げ) 田 985 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より農地を買い受けるものです。

番号2について、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号3 (議案書の内容読み上げ) 畑 165 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より農地を買い受けるものです。

番号3について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号4 (議案書の内容読み上げ) 田 2,060 m²

譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より農地を買い受けるものです。

番号4について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

満たすと考えます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

本来これからは、委員さんからの調査報告がはいりますが、今回は初めてという事で事務局からの報告になります。報告のしかたの確認をしていただければと思います。

調査結果の報告について、番号1から事務局より代読を求めます。

事務局

調査書の内容について、事務局から代読をさせていただきます。

番号1

調査日は令和4年3月27日です。譲受人の自宅及び現地にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、申請当事者は親子関係にあり、生計を共にする同一世帯で、譲渡人も高齢であるため、後継者である子に贈与するものです。

効率的利用については、申請地は自宅から0.3kmで農業従事者は、譲受人2名と譲受人の子供1名の計3名で、譲受人はともに30年の農業経験があります。農機具については、トラクター、耕耘機、田植機、動力噴霧機、コンバイン、軽トラック2台を所有しています。以上のことから効率的に耕作管理されると思います。

耕作管理計画については、水稻の予定です。

下限面積については、現在所有する農地は6,908㎡、今回取得する面積は6,128㎡です。取得後の所有面積は6,908㎡と変動はありませんが、問題はありません。

転貸し等はありません。

地域との調和については、地域農業集落の取決めに従い支障の無いように、耕作を行うとのことです。

番号1については、以上です。

番号2

調査日は令和4年3月30日です。譲渡人の弟さんと現地にて調査し、譲渡人は電話にて調査を行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、譲渡人は東京都世田谷区に在住し、農地管理が出来ず、譲受人の要望に応じ売買することとなったため、申請するものです。

効率的利用についてですが、申請地は自宅より400m位の近隣です。譲受人と両親は農業の経験があり、3人で耕作を行うとのこと。耕耘機1台、自走式ふるい機1台、草刈機4台、マルチ張機1台、苗植機1台を保有しています。

耕作管理計画については、草刈耕耘作業し、芋を植付ける予定です。

下限面積については、現在耕作する農地は5,777㎡、今回取得する番号2及び3の農地面積を合わせると6,927㎡となるので、問題はありません。

転貸し等はありません。

地域との調和については、当地区は宅地と農地の混在する地域であり、万一農薬等の被害から発生したら、譲受人が責任をもって対処するとのこと。

番号2については以上です。

番号3

調査日は令和4年3月31日です。譲渡人とは現地にて調査を行い、譲渡人は電話にて調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、当該申請地は、宅地分譲をした際の残置であり、譲受人が隣接農地とともに取得し一体で耕作管理することで譲渡人と話がまとまったため、申請するものです。

効率的利用、耕作管理計画、下限面積、転貸し、地域との調和については、番号2に同じです。

番号3については以上です。

番号4

調査日は令和4年3月26日です。譲渡人については自宅で、譲受人については、現地で調査いたしました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

内容については、譲受人は農業拡大を目的として、高齢により農業縮小したいと考えていた譲渡人から農地を買い受ける為、申請するものです。

効率的利用については、申請地は自宅から15分程です。譲受人は5年以上の農業経験があり、現在は、さつま、茶を中心として5,777㎡以上耕作しています。

耕作管理計画については、榊を植える予定です。

下限面積については、現在、耕作している農地は5,777㎡で、今回取得する農地面積を合わせると7,837㎡になるので、問題はありません。

転貸しはありません。

地域との調和については、現地の農地利用について適切に管理し、周りに迷惑をかける事を心掛けることです。

番号4については以上です。

以上で事務局からの代読を終わります。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。本案について賛成の方は挙手願います。

会長

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の7ページをお願いします。

議案第2号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和4年4月12日提出。今月の5条許可申請は6件です。

番号1（議案書の内容読み上げ）畑 3.05 m²

転用内容は贈与による宅地進入路の設置です。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号2（議案書の内容読み上げ）田 296 m²

転用内容は、売買による専用住宅1棟の建築です。

農地の区分は街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えるため、第3種農地に区分されます。

番号3（議案書の内容読み上げ）畑 543 m²

転用内容は売買による資材置場の設置です。

農地の区分はいずれの区分にも該当しないため、第2種農地に区分されます。

番号4（議案書の内容読み上げ）田 133 m²

転用内容は、売買による産業廃棄物中間処理施設及び一般廃棄物中間処理施設です。

所要面積は山林等を含め、14,812.30 m²です。番号5と一体事業となります。こちらは、元々農用地区域に指定がされておりましたが、平成30年に農用地区域から除外されております。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

番号5（議案書の内容読み上げ）畑 3,984 m²

転用内容は、売買による産業廃棄物中間処理施設及び一般廃棄物中間処理施設です。

所要面積は山林等を含め、14,812.30 m²です。番号4と一体事業となります。こちらは、元々農用地区域に指定がされておりましたが、平成30年に農用地区域から除外されております。

農地の区分は、用途地域から500m以内にあり、かつ農地集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。

なお、番号5につきましては、転用面積が3,000 m²を超えるため、令和4年4月22日に開催されます、静岡県農業会議主催の常設審議委員会へ諮問する予定です。番号4につきましても、関連事業となりますので同時に諮問する予定です。

番号6（議案書の内容読み上げ）田 299 m²

転用内容は、使用貸借権の設定による分家住宅1棟の建築です。

元々農用地区域に指定されておりましたが、令和4年2月に農用地区域から除外されております。

農地の区分は、昭和37年度に東富士演習場周辺農業整備改田事業が行われているため、第1種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

調査結果の報告について、事務局より代読を求めます。

事務局

番号1から6について、調査結果を事務局から代読いたします。

番号1

調査日は令和4年3月29日です。譲受人と現地にて行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由については、譲受人が所有する既存宅地の要件がある土地への進入路として整備するため、今回の申請に及んだものです。

資金については、自己資金でまかなうとのことです。

申請地に他の権利を有する者はありません。

他法令関係については、河川占用の手続きを行うとのことです。

転用の開始時期は、許可後すぐに着工するとのことです。

転用面積については、約3㎡ですので、必要最低限と思われます。

周辺への影響については、近くに農業用水路が流れているため、生活排水等が発生する際には、南側の河川を利用する様、指導を行いました。

以上、番号1の報告を終わります。

番号2

調査日は令和4年3月26日です。譲受人には電話にて、譲渡人には現地及び自宅にて行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、譲渡人が平成2年に事務所を建てる計画でございましたが、現在まで建築には至らず、農地として管理をしてきました。この度、譲受人より住宅敷地としたいとの希望があったため、今回の申請に及んだものです。

資金については、自己資金と銀行からの借入金でまかなうとのことです。

他の権利者の設定はありません。

他法令関係については、特段ないとのことです。

転用の開始時期については、許可後すぐに着工することです。

転用面積につきましては296㎡であり、最小限であると思われます。

周辺への影響については、万が一被害が生じた場合は、責任を持って対応することです。

以上、番号2の報告を終わります。

番号3

調査日は令和4年3月25日です。双方とも電話にて行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由については、譲受人は、運送業を営んでいる法人であります。この度、御殿場営業所が車両の増加により手狭となった為、隣地所有者である譲渡人に依頼し、資材置き場敷地として、売却いただけることになったため、今回の申請に及んだものです。

資金につきましては、自己資金でまかなうとのことです。

他の権利者の設定はありません。

他法令関係につきましては、特段ないとのことです。

転用の開始時期については、許可後すぐに着工するとのことです。

転用面積については、積載パレットを転用敷地全面に配置する計画となっており、事業目的から見て、最小限であると思います。

周辺農地への影響については、万が一被害が生じた場合は、譲受人が責任を持って対応するとのことです。

以上、番号3の報告を終わります。

番号4及び5

一体事業のため、まとめて報告いたします。

調査日は令和4年3月28日です。双方とも現地立会いのもと行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いありません。

転用理由については、自己所有地と周辺の土地を利用し産業廃棄物及び一般廃棄物の中間処理施設を設置したいという申請です。設置が完了し次第、東部地区を中心に解体業者等より受入を行い、コンクリートのがらは再生砕石として、廃木材はバイオマス燃料用の再生チップとしてリサイクル販売を行う形となっております。

資金については、自己資金でまかなうとのことです。

他の権利者の設定はありません。

他法令関係については、廃棄物処理の関係について御殿場市廃棄物処理検討委員会にて協議済みであり、都市計画法の開発許可申請についても、同時に進めています。

転用の開始時期については、許可後すぐに着工するとのことです。

転用面積については、主に自己所有地の山林と雑種地を利用する計画であり、転用面積は、必要最小限と思われます。なお、農地部分へは、調整池や工場、受入ヤードが設置される予定であります。

周辺への影響については、万が一被害が生じた場合は、譲受人が責任を持って対応するとのことです。

以上、番号4及び5の報告を終わります。

番号6

調査日は令和4年3月28日です。双方とも譲渡人の自宅にて行いました。

申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。

転用理由については、現在市外のアパートに居住している譲渡人の娘とその夫の分家住宅敷地として、転用したいため今回の申請に及んだものです。他の候補地を複数検討

しましたが、適地となる土地が今回の申請地以外になかったという事で必要性はあり、やむを得ないと思われます。

資金については、金融機関からの借入資金でまかなうとのことです。

他の権利者の設定はありません。

他法令関係については、関係法令としては、都市計画法がありますが、事前協議が済んでおりますので、問題ないとのことです。

転用開始時期については、許可後すぐに着工するとのことです。

転用面積については、299 m²であり最小限であると思われます。

周辺への影響については、万が一被害が生じた場合は、責任を持って対応するとのことでした。

以上、番号6の報告を終わります。

会長

事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問等 なし)

会長

無いようなので、採決にはいたいと思います。本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程8 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の9ページをお願いします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年4月12日提出。

議案書10ページ議案第3号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が4月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が5件で、面積は31,170 m²、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1及び2 (内容読み上げ) 4筆 6,801 m²

続きまして、

番号3 (内容読み上げ) 9筆 13,457 m²

続きまして、
番号4 (内容読み上げ) 1筆 1,251㎡

続きまして、
番号5 (内容読み上げ) 5筆 9,661㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

会長 ただいま事務局より説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

7番委員 設定のところで、利用権の種類で使用貸借と賃貸借でどう違うのか。

事務局 使用貸借が0円で貸し借りになりまして、賃貸借は有料での貸し借りになります。

7番委員 ありがとうございます。

会長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 日程9 農業振興に関する議案を議題とします。

議案第4号 令和4年度農作業受委託等標準料金の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第4号 令和4年度御殿場市農作業受委託等標準料金表を別紙のとおり定めたいので委員会の決定に附す。令和4年4月12日提出。

まず、農作業受委託等標準料金表についてご説明いたします。農作業受委託等標準料金表は、農作業の請負いについての料金や雇用賃金について、地域での標準的な金額水準を示すことにより、農業労働力の確保を推進し、また安定した農業経営の実現に資するため、毎年、農業委員会が決定し公表をしているものになります。

それでは、議案書13ページ、議案第4号別紙資料 令和4年度御殿場市農作業受委託等標準料金表(案)をご覧ください。

本案の内容につきましては、御殿場市農作業受委託組合及び富士山茶業組合での協議を得た後、前の農業委員さん、前会長、前会長職務代理、前農業委員さん、前農地利用

最適化推進委員さん、また関係者として、農作業受委託組合長、御殿場農協営農経済部長、部農会長代表者協議会会長、及び富士山茶業組合組合長にそれぞれ書面決議をいただいたものであります。

今日は、本案について農業委員会でご審議をいただきたいと思います。

それでは、令和4年度の変更点についてご説明をいたします。変更箇所は表中の下線が引かれている箇所になります。

まず育苗については、硬化苗は1, 110円、緑化苗は820円、どちらも1箱あたり金額で現場渡しについては、50円増しとなります。また、田植えは14, 540円。耕耘機は9, 480円。代かきは15, 610円です。また畔塗りは1mあたり100円で、ほ場条件によっては2割以内の割増しとなります。コンバインは26, 910円。

機械運搬は御殿場市と小山町内片道で5, 000円です。靱摺りは990円。乾燥・調整は、水分量に応じて、1, 240円から3, 230円まで。以上は全て受託組合にて協議され人件費等加味した金額を設定しております。

また、下から4行目の茶摘み日当額が7, 200円。こちらですが、静岡県最低賃金水準額を準用しておりまして、昨年最低賃金額が増加したことに伴う変更となります。

最後に表の一番下になります農休日についてですが、例年、農休日は、春作業が終了した時期に1回、また秋作業が終了した時期に1回設けておりまして、慣例で5月下旬の土日と、11月下旬の土日を指定しております。

議案の説明は以上になります。なお、本日、本案について決定いたしますと、市ホームページでの掲載や部農会を通じて、農家さんへの回覧をお願いするなど、周知、広報をいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

会長

ただいま、事務局から説明ございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

23番委員

機械運搬というのがありますが、白ナンバーで運搬できるんですか。道路運送法で機械運搬なら緑ナンバーの運送会社でないと運べないのでは。委託業務で白ナンバーで運んでもよろしいのですか。堂々と書いていいものかと。運送業の許可がないと運べないんじゃないか。

事務局

確認をさせていただき、ご報告させていただきたいと思います。

23番委員

もし運んでいる人がいて、道路運送法で問題になって、変な話警察に密告されて、この委員会が疑われたら、おかしくなるので。農協さんもそうだけど、運送法だけは、ちゃんと調べたらいいのではないかと思います。

会長

今日、確認とれないと、ホームページにも載せられないので、次回では間に合わない。

事務局長

ご指摘ありがとうございます。至急調べまして、農協さんとも調整をとりまして、分かり次第ご通知するというので、基本的には、議案どおり認めていただいて、確認が取れ次第、通知してホームページに掲載する方向にさせていただきたいと思います。よ

ろしくお願いいたします。

会長 23番委員 とりあえず、調査をしていただいでということで、よろしいですか。

23番委員 わかりました。

会長 今の件については、調査後報告するという事をお願いしたいと思います。
ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。(仮決定)
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、(条件付きで)原案どおり決定いたします。

会長 これをもちまして、日程を終了しましたので、事務局にお返しします。

事務局 その他について、連絡させていただきます。

(連絡事項)

1. 農地利用最適化推進委員さんへの配布物(手帳、徽章、帽子、腕章、委員証)
2. 農業会議情報について
3. 次回総会 5月12日(木)午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上です。

事務局長 長時間にわたり、ありがとうございました。

(閉会后)

事務局長 先ほどの機械運搬の関係で、分かった点がございまして、その点だけ説明させていただきます。

事務局 先ほどの議案第4号 御殿場市農作業受委託等標準料金表でご指摘いただいた点になりますが、機械運搬と書いてありますが、想定しているものとしては、例えば、受託者が、田んぼを耕耘する場合、自身のトラクターをトラックに積み入れて、作業するほ場

まで運搬するような場合を想定しているとのこと。

23番委員 そのへんは書いとかないと。機械だけ運搬してくれよ、となるとちょっと問題になっちゃうけど、自分の機械をセルフで持って行って、使ってまた帰る。何らかの表記がないと、逃げ道がなくなっちゃうよ、ということ。

事務局 「受託者が自己の機械を運搬する場合に限る」という表記を今回の料金表に追加させていただければと思います。

23番委員 往復だよ。

事務局 規定は片道になります。

23番委員 自分のを持って来て、また持ち帰るんでしょう。往復で1万円。片道では置いてっちゃうよね。

事務局 表記として片道表記とさせていただいて、往復で行かれた場合は1万円を標準料金とするという形で。表記は片道で5千円、往復した場合は1万円とさせていただきます。

4番委員 スタートの5千円は、行って来いで5千円なの、事務局案は。片道で5千円でしょ。

事務局 片道で5千円です。

4番委員 このままでいいじゃないか。

事務局 片道でお願いできればと思います。往復の場合は1万円。

4番委員 例えば、自分の家から片道行くでしょう。そこから次の家に行くかもしれない。Aさんの家に行くのに片道で、AさんからBさんの家に行くのに片道。そういう事もあるかもしれないので、片道がいいのではないかと思うのですが。

事務局長 ありがとうございます。表記については、先ほどの説明のとおり書き加えさせていただきます。

議 長

議事録署名人

3番

議事録署名人

4番
